



あなたの暮らしのそばにいる

税理士会

Q&A

やさしい

税金教室

【平成29年度版】

〈平成29年6月1日現在の法令による〉



日本税理士会連合会

税理士はあなたの頼れるパートナー

税金は、私たちが働いて得た収入や、大切な財産にいろいろな形で深くかかわっています。
いまや、私たちの生活は税金を無視して考えることはできなくなっています。

この冊子は、私たちの身近な税金の問題や、
ぜひ知っていただきたい税金の知識をわかりやすくまとめたものです。
税法を知らないことにより、思わぬ不利益を被ることが数多くあります。

そんなことがないように、
いつでも気軽に税理士にご相談ください。
税理士は「あなたの頼れるパートナー」です。

日本税理士会連合会



**税理士は、
あなたの頼れる
パートナー。**

税理士は税務に関する唯一の専門家。
多くの中小企業や個人事業主の税務を支えるだけでなく、
租税教室など、さまざまな社会貢献も行っているんです。
公平で豊かな暮らしのために頑張っている、
税理士って頼もしい存在ですね。

ホラン千秋



日本税理士会連合会 | <http://www.nichizeiren.or.jp> | 日本税理士会連合会
〒111-0032 東京都品川区大崎1-1-6 | TEL:03-5425-0921 (代表) / FAX:03-5425-0941

税理士制度

税理士制度は、税理士が納税者に対し、正しい申告と納税ができるよう支援することによって申告納税制度がより円滑に運営されることを期待して設けられたものです。

税理士は、税の専門家として、納税者の依頼を受け、税金に関する相談や申告書の作成などの仕事を行っています。

現在、全国で約7万6,000人の税理士がいます。

税理士をもっと身近に

税理士は身近な税の専門家です。税金に関することはどんなことでも、気軽に税理士にご相談ください。税理士の仕事には、次のものがあります。

■ 税務代理

確定申告、青色申告の承認申請、税務署の更正・決定などに不服がある場合の申立て、税務調査の立会いなどについて代理をします。

■ 税務書類の作成

確定申告書、青色申告の承認申請書、その他税務署などに提出する書類をあなたに代わって作成します。

■ e-Taxの代理送信

e-Taxを利用して申告する場合、税理士が納税者の依頼で代理送信することができます。この場合には、納税者本人の電子証明書は不要となります。

■ 税務相談

税金のことで困ったとき、わからないとき、知りたいとき相談に応じます。

■ 会計業務

税理士業務に付随して財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行、その他財務に関する事務を行います。

こんなときは税理士にご相談ください

例えば

- ・事業を始めたい、会社を設立したい……
- ・個人事業を法人にしたいが……
- ・帳簿のつけ方がわからない……
- ・今まで自分で確定申告をしてきたが、どうも難しく……
- ・株式を売却して損が出たが……
- ・マイホームを手に入れた、不動産を買い換えたい……
- ・災害によりマイホームや家財に損害が出たが……
- ・子どもに住宅資金を出してやりたいが……
- ・孫に教育資金を出してやりたいが……
- ・そろそろ相続対策を検討しなければ……
- ・親族が亡くなったが相続税はどうなるのだろうか……
- ・離婚で財産分与をするのだが……
- ・消費税の納税義務があるかどうかかわからない……

“秘密は守られます”

暮らしの中には様々な税金問題が生じてきます。税理士は仕事上で知った秘密を守る義務があります。この義務は、税理士をやめたのちでも続きます(税理士法第38条)。安心してご相談ください。

■ 補佐人

税理士は、税務訴訟において納税者の正当な権利、利益の救済を援助するため、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに裁判所に出頭し、陳述(出廷陳述)します。

■ 会計参与

税理士は、会計参与として、取締役と共同して計算関係書類を作成し、中小会社の計算書類の記載の正確さに対する信頼を高めます。

■ 社会貢献

税理士は独立した公正な立場で、税に関する専門的知識や経験を活かし社会貢献に努めています。

「税を考える週間」や確定申告期間における税務支援、租税教育への積極的な取り組み、裁判所の民事・家事の調停制度や成年後見制度への参画等を行っています。



新しい時代に向かって、
税理士はチャレンジしています！

税理士は、税と会計の専門家として

- ・中小企業者等に対して専門性の高い経営改善に関する支援事業を行う**認定経営革新等支援機関**として
 - ・都道府県や市町村における税金の使途をチェックする**外部監査人**として
 - ・地方独立行政法人の業務を監査する**監事**として
 - ・成年後見制度の**後見人**として
 - ・政治団体の**登録政治資金監査人**として
 - ・行政不服審査法の**審理員・第三者機関委員**として
- 新しい時代に向かって、より多くの場面で皆さまのお役に立てるよう、チャレンジしています。

やさしい税金教室 平成29年度版 聞いてよかった! 税理士さん

税金のいろいろ

所得税の計算

サラリーマンの税金

◆給与をもらったら？

- Q1 私はサラリーマンです。源泉徴収票の見方がわからないので、教えてください。…… 6
- Q2 毎月の給料から、住民税が控除されています。どのように計算されているのでしょうか。…… 6
- Q3 夫の扶養家族の範囲内で働きたいと思います。パート収入は、いくらまで税金がかからないのでしょうか。…… 7
- Q4 サラリーマンでも確定申告が必要な場合がありますか。また、申告すれば税金が還付されることがあると聞きましたが、どのような場合でしょうか。…… 7

◆退職したら？

- Q5 年の途中で会社を退職しました。確定申告をしなければなりませんか。…… 7
- Q6 退職金をもらいました。税金はかかりますか。また、確定申告は必要でしょうか。…… 8

◆年金をもらったら？

- Q7 厚生年金をもらいました。税金はかかりますか。また、確定申告は必要でしょうか。…… 8

生活の税金

◆結婚したら？

- Q8 今年結婚しました。家族が増えたら、税金の計算はどのようにになりますか。…… 9

◆医療費を支払ったら？

- Q9 今年入院して医療費の支出が増えました。税金が還付されると聞きましたが、どのような手続きが必要ですか。…… 10
- Q10 スイッチOTC医薬品を購入した場合に、税金が戻るセルフメディケーション税制とは、どのような制度ですか。…… 10

◆寄附をしたら？

- Q11 日本赤十字社に寄附をしました。税金についての特典はありますか。…… 11

◆災害にあったら？

- Q12 台風で家屋に甚大な被害を受けました。税金の救済措置はありますか。…… 11

- 参考 所得控除…… 12

株式の税金

◆株式を売ったら？

- Q13 株式を売った場合には、確定申告はどのようにしたらよいのでしょうか。…… 13
- Q14 特定口座（源泉徴収口座）で株式を売りました。確定申告をしなくてもよいのでしょうか。…… 14

◆配当金をもらったら？

- Q15 配当金をもらったら、必ず申告しなければなりませんか。…… 14
- Q16 配当控除とはどのようなものなのでしょうか。…… 15

◆NISA(ニーサ)ってどんな制度？

- Q17 NISAとジュニアNISAの制度の概略を教えてください。…… 15

事業の税金

◆事業を始めたら？

- Q18 事業を始めました。税務署にはどのような手続きが必要ですか。…… 16
- Q19 青色申告とは、どのような制度ですか。…… 16
- Q20 3月15日の確定申告期限をうっかり過ぎてしまいました。どうすればよいのでしょうか。…… 16
- Q21 確定申告の期限後に、計算を誤って申告したことに気がつきました。訂正することができますか。…… 17

◆消費税は納めるの？

- Q22 どのような取引に消費税がかかりますか。…… 17
- Q23 事業を始めたら必ず消費税を納めなければなりませんか。また、いつ申告して消費税を納めるのですか。…… 17
- Q24 前々年の課税売上高が1,000万円を超えました。消費者から受け取った消費税を全額納めなければなりませんか。…… 18

不動産の税金

◆不動産を買ったら？

- Q25 土地や建物を買ったらどのような税金がかかりますか。…………… 19
- Q26 マイホームを買ったとき、リフォームをしたときの住宅ローン控除について教えてください。…………… 19

◆不動産を持っていたら？

- Q27 土地や建物を持っていると、どのような税金がかかりますか。…………… 20
- Q28 土地や建物を貸して家賃等を受け取ると、どのような税金がかかりますか。…………… 20

◆不動産を売ったら？

- Q29 土地や建物を売ったらどのような税金がかかりますか。…………… 21
- Q30 相続で取得した土地・建物を売ることになりました。相続税を納めたばかりなのに心配です。税金はどのようになりますか。…………… 21
- Q31 マイホームを売って利益が出ました。税金が軽減される制度はありますか。…………… 22
- Q32 夫婦でマイホームを共有している場合、3,000万円の特別控除はどのようになりますか。…………… 22
- Q33 マイホームを買い換えました。売却の損益の計算や税金はどのようになりますか。…………… 23
- Q34 マイホームを売って損失が出ました。この損失は他の所得から差し引くことはできますか。…………… 23

贈与の税金

◆財産をもらったら？

- Q35 父から現金の贈与を受けました。税金はどのようになりますか。…………… 24
- Q36 「相続時精算課税制度」という制度があると聞きました。どのような制度でしょうか。…………… 25

◆自宅を妻に贈与したら？

- Q37 自宅を妻へ贈与したいと思いますが、何か利用できる制度はありますか。…………… 25

◆子や孫に贈与したら？

- Q38 子供が結婚することになりました。援助できることがあればしたいのですが、贈与税がかからない方法はありますか。…………… 26
- Q39 息子がマイホームを買うことになりました。資金を援助してほしいと頼まれましたが、いくらまでなら贈与税がかからないのでしょうか。…………… 26
- Q40 孫が生まれました。教育資金を贈与したいのですが、今すぐできる方法はありますか。…………… 27

◆生命保険金を受け取ったら？

- Q41 母が亡くなり、私が生命保険金を受け取りました。保険料を支払っていたのは父ですが、このような場合、税金はがかかりますか。…………… 27

◆離婚で財産分与を受けたら？

- Q42 離婚を考えています。夫婦の財産はマイホームと預金です。財産分与してもらおうと思いますが、贈与税はかかりますか。…………… 27

相続の税金

◆相続があったら？

- Q43 相続税はどのような税金ですか。また、遺産がいくらあったら申告が必要ですか。…………… 28
- Q44 遺産の分割の方法には、どのようなものがありますか。また、申告を済ませた後、分割をやり直した場合は問題がありますか。…………… 28

◆相続税の申告は？

- Q45 相続税の申告はどのようにすればよいのでしょうか。…………… 29
- Q46 父は多額の借金を残して亡くなりました。借金を相続したくないのですが、どのようにすればよいのでしょうか。…………… 29
- Q47 事業をしていた父が亡くなりましたが、所得税・消費税はどのようにすればよいのでしょうか。…………… 29
- Q48 遺留分とはどのようなものですか。…………… 29

◆相続税の計算は？

- Q49 相続税はどのように計算されるのでしょうか。…………… 30
- Q50 相続税を一度に納付することができません。どうしたらよいですか。…………… 31
- Q51 相続税がかかる財産と、かからない財産を教えてください。…………… 32
- Q52 土地・建物はどのように評価されますか。…………… 32
- 相続税の申告・納付までのタイムスケジュール…………… 33



個々の事情により異なる場合がありますので、必ず、事前に税理士にご確認ください！

税金のいろいろ

私たちの日常生活は税金と切り離すことはできません。
税金にもいろいろあり、国に納める税金、都道府県に納める税金、
市区町村に納める税金に区分されています。

◆ 国に納める税金

所得税	個人が、1年間の所得に応じて負担する税金です。
法人税	会社や協同組合などの法人が、所得に応じて負担する税金です。
相続税	死亡した人から財産を相続したときに相続した人が負担する税金です。
贈与税	個人から財産をもらったときにもらった人が負担する税金です。
消費税	商品の販売やサービスの提供などの取引に対してかかる税金です。
酒税	清酒、焼酎、ウィスキー、ビールなどの代金に含まれている税金です。
その他	印紙税、登録免許税、国たばこ税、自動車重量税などがあります。

◆ 都道府県に納める税金

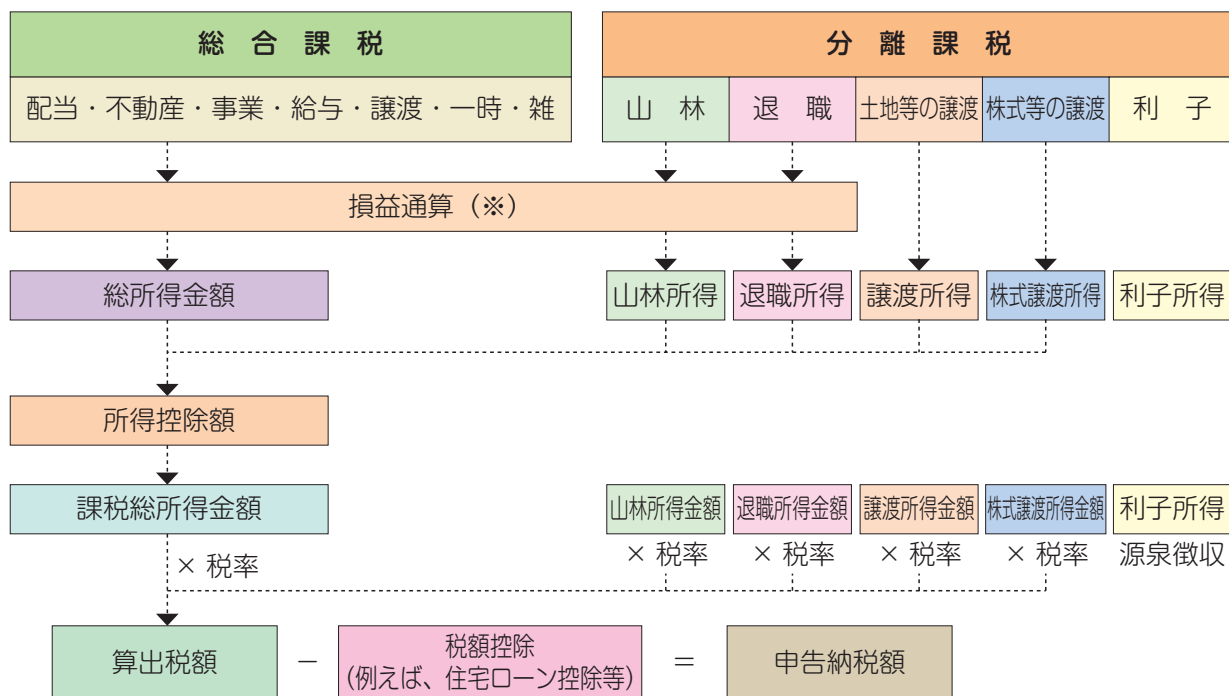
(都)道府県民税	法人・個人が所得を基準に負担する税金です。
事業税	事業を営んでいる法人・個人が所得を基準に負担する税金です。 また資本金1億円を超える法人を対象とした外形標準課税があります。
不動産取得税	土地や建物を取得したときに負担する税金です。 一定の要件にあてはまるときは税金を軽減する特例があります。
自動車税	自動車を所有している法人・個人が負担する税金です。
その他	地方消費税、自動車取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税などがあります。

◆ 市区町村に納める税金

市(区)町村民税	法人・個人が所得を基準に負担する税金です。
固定資産税	土地、家屋及び事業用の機械などを所有している法人・個人が負担する税金です。
軽自動車税	軽自動車などを所有している法人・個人が負担する税金です。
その他	国民健康保険税、事業所税、入湯税、市町村たばこ税、都市計画税などがあります。

所得税の計算

所得税は、所得を10種類に区分し、1年間の全ての所得から所得控除を差し引いた残りの課税所得に対して、税率を適用して税額を計算します。



(※) 不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得の損失は、他の所得から控除（損益通算）ができます。ただし、不動産所得の一部の損失とゴルフ会員権等の譲渡損失については、損益通算はできません。

詳しくは税理士にご相談ください。

所得税の速算表

課税される所得金額 (千円未満は切捨て)	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円超 330万円以下	10%	97,500円
330万円超 695万円以下	20%	427,500円
695万円超 900万円以下	23%	636,000円
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

ひとくちメモ

復興特別所得税

平成25年から平成49年まで「復興特別所得税」として、基準所得税額の2.1%が上乗せ課税されます。

国民が等しく復興のための財源を負担するものです。

次頁以降記載の所得税率は復興特別税を含んだ税率です。

税金のいろいろ

所得税の計算

サラリーマンの税金

生活の税金

株式の税金

事業の税金

不動産の税金

贈与の税金

相続の税金

Q3

夫の扶養家族の範囲内で働きたいと思います。パート収入は、いくらまで税金がかからないのでしょうか。

パート収入は、給与所得となり、収入が103万円以下で他の所得がない場合には、所得税はかかりません。また、住民税（所得割）（Q2参照）がかからないのは、給与収入が98万円（東京都・大阪府等は100万円）以下で、他の所得がない場合ですが、市区町村によっては住民税（均等割）がかかることがあります。詳しくはお住まいの市区町村にお尋ねください。

さらに、妻の給与収入が141万円未満で一定の要件を満たす場合、夫は、配偶者控除又は配偶者特別控除のいずれかを受けることができます（Q8参照）。また、あなたがサラリーマンの妻で職場の社会保険に未加入であり年収130万円未満ならば、一般的に社会保険でも健康保険においては夫の扶養家族に、厚生年金においては第三号被保険者に該当する可能性があります。

Q4

サラリーマンでも確定申告が必要な場合がありますか。また、申告すれば税金が還付されることがあると聞きましたが、どのような場合でしょうか。

次に当てはまる人は、確定申告が必要です。

- ・給与の年間収入の合計額が2,000万円を超える人
- ・給与所得と退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える人
- ・2ヵ所以上から給与もらっている人 など

次に当てはまる人は、確定申告をすれば税金が還付される場合があります。

- ・年の途中で退職し、年末調整を受けていない人（Q5参照）
- ・一定額の医療費を支払った人（Q9、10参照）
- ・借入金で住宅を新築、増改築、購入した人（Q26参照）
- ・災害、盗難、横領の被害に遭った人（Q12参照）
- ・特定の寄附をした人（Q11参照）
- ・一定の特定支出のある人 など

* Q1の源泉徴収票④の金額が0円の場合は還付はありません。



ひとくちメモ 特定支出とは

通勤費、転居費用、研修費、一定の資格取得費、単身赴任者の帰宅旅費、勤務必要経費などのうち、一定の要件を満たすものをいいます。これらについては「給与所得者の特定支出控除」という制度により、確定申告をすれば税金が還付されることがあります。詳しくは税理士にご相談ください。

◆退職したら？

Q5

年の途中で会社を退職しました。確定申告をしなければなりませんか。

サラリーマンが毎月の給与・賞与を受け取るときには所得税が源泉徴収され、1年間に徴収された所得税は、年末調整を通じて精算されます。しかし、年の途中で退職した場合は年末調整が行われないため、確定申告を行うと所得税が還付されることがあります。

確定申告の期間は、その年の翌年2月16日から3月15日までです。源泉徴収票、退職後の社会保険料、生命保険料控除を受けるための証明書などの準備が必要です。なお、還付申告の人は、翌年1月1日から5年以内であれば、申告書を提出することができます。

また、退職した年に再就職し年末まで勤務している場合には、再就職先に前勤務先から交付を受けた源泉徴収票を提出し、年末調整を受けることができます。

Q6

退職金をもらいました。税金はかかりますか。また、確定申告は必要でしょうか。

勤務先を退職する際に受け取る退職金（小規模共済の共済金を含む）は、退職所得として税金がかかります。

(1) 確定申告

- ①退職の日までに、勤務先に「退職所得の受給に関する申告書」を提出すると、退職金から所得税と住民税が源泉（特別）徴収され、確定申告は不要です。
- ②この申告書を提出しなかった場合には、確定申告が必要です。



(2) 退職所得の計算

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職金の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

退職所得控除額は勤続年数によって、次のようになります。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円未満のときは80万円)
20年を超える場合	800万円 + {70万円×(勤続年数－20年)}

* 勤続年数は1年未満の端数を切り上げて計算します。

* 障害者になったことが原因で退職した場合は、100万円を加算します。

★ 退職所得の計算例 ★

勤続年数 30年
退職金 2,000万円 } の場合

$$\{2,000\text{万円} - (800\text{万円} + 70\text{万円} \times 10\text{年})\} \times \frac{1}{2} = 250\text{万円}$$

◆ 年金をもらったら？

Q7

厚生年金をもらいました。税金はかかりますか。また、確定申告は必要でしょうか。

厚生年金は、国民年金、共済年金、適格退職年金等とともに「公的年金等」とされ、雑所得として税金がかかります。また、一定の金額を超えると源泉徴収されます。

(1) 確定申告

- ①公的年金等の収入額が400万円以下で、他の所得の合計金額が20万円以下の場合、確定申告は不要です。ただし、住民税の申告が必要な場合があります。
- ②①以外の場合や税金の還付を受ける場合は確定申告が必要です。



(2) 公的年金等の雑所得の金額

公的年金等の雑所得の金額は、年齢と年金収入金額に応じて、下記の表に従って計算します。

年齢	年金収入金額 (A)	公的年金等の雑所得の金額	年齢	年金収入金額 (A)	公的年金等の雑所得の金額
年齢 65 歳 未満	130万円未満	A－70万円	年齢 65 歳 以上	330万円未満	A－120万円
	130万円以上 410万円未満	A×0.75－ 37.5万円		330万円以上 410万円未満	A×0.75－ 37.5万円
	410万円以上 770万円未満	A×0.85－ 78.5万円		410万円以上 770万円未満	A×0.85－ 78.5万円
	770万円以上	A×0.95－155.5万円		770万円以上	A×0.95－155.5万円

* 年齢の判定は、その年12月31日現在（死亡したときは、死亡時）で行います。

生活の税金

◆結婚したら？

Q 8

今年結婚しました。家族が増えたら、税金の計算はどのようにになりますか。

(1) 扶養している配偶者や親族がいる場合で、その親族が下記の要件に当てはまるときは、それぞれ次の控除を受けることができます（控除を受けることができる金額はP12参照）。

①配偶者控除・扶養控除

- ・合計所得金額が38万円（給与収入の場合103万円）以下であること
- ・他の人の扶養になっていないこと
- ・事業専従者給与等を受けていないこと
- ※平成30年分から、配偶者控除については、控除を受ける本人の合計所得金額が900万円（給与収入の場合1,120万円）を超えると控除額が逡減していき、1,000万円（給与収入の場合1,220万円）を超えた場合、適用がなくなります。



②配偶者特別控除

- ※
- ・合計所得金額が38万円超76万円（給与収入の場合141万円）未満であること
- ・事業専従者給与等を受けていないこと
- ・控除を受ける本人の合計所得金額が、1,000万円以下であること
- ※配偶者控除と配偶者特別控除をあわせて受けることはできません。
- ※平成30年分から、上限の76万円未満が123万円以下（給与収入の場合201万円以下）に引き上げられるとともに、控除を受ける本人の合計所得金額が900万円を超えると、控除額が逡減していきます。

(2) 上記以外にも本人又は控除対象配偶者、扶養親族が下記の要件にあてはまるときは、次の控除を受けることができます。

①障害者控除

- ・障害者に該当すること

②寡婦控除

- ・夫と死別・離婚して扶養親族があること。又は夫と死別し、合計所得金額が500万円以下であること（ただし、いずれの場合も再婚していない場合に限りです）
- ※特定の寡婦 夫と死別・離婚した後再婚していない場合で、扶養親族である子があり、かつ合計所得金額が500万円以下の人

③寡夫控除

- ・妻と死別・離婚した後再婚していない場合で、扶養親族である子があり、かつ合計所得金額が500万円以下であること

◆医療費を支払ったら？

Q9

今年入院して医療費の支出が増えました。税金が還付されると聞きましたが、どのような手続きが必要ですか。

本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払ったときは、次の算式で計算した金額が医療費控除として所得金額から差し引かれます。

医療費控除を受けるためには、医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を税務署に提出する必要があります。その場合に必要な添付書類が、平成29年分から従来の医療費等の領収書に代えて、医療費の明細書や医療品の購入明細書とされました。



(1) 医療費控除額の計算

$$\text{その年中に支払った医療費} - \text{保険金などで補てんされる金額} - \text{10万円または合計所得金額の5\% (どちらか少ない額)} = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$$

(2) 医療費控除の対象となるもの、ならないもの

種類	控除の対象となるもの（例示）	控除の対象とならないもの（例示）
診療・治療費用	・ 医師・歯科医師に支払った診療費や治療費 ・ 病気が発見された場合の人間ドックの費用 ・ 通院費、医師の往診費用	・ 健康診断の費用・予防接種の費用 ・ 美容整形等の費用 ・ 自家用車のガソリン代等
入院費用	・ 入院費、部屋代、病院の食事代 ・ 差額ベッド代（やむを得ない場合）	・ 身の回り品の購入費 ・ テレビや冷蔵庫の賃借料
あんま・マッサージ	・ 治療のためのあんまマッサージ指圧師、鍼灸師、柔道整復師などによる施術代	・ 健康器具の購入代金 ・ 健康維持のためのマッサージ代
妊娠・出産	・ 助産師による分べんの介助の費用 ・ 出産前後の定期検診費用	・ マタニティ教室の費用
介護	・ 介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの費用	・ 親族に支払う療養上の世話の費用
医薬品等の購入	・ 医師の処方による薬代金、治療のために薬局で買った薬代金 ・ 義手、義足、松葉杖、義歯等の代金 ・ 医師の発行した証明のあるおむつ代	・ 健康維持のためのサプリメント ・ 医師の処方の無い漢方薬 ・ 治療に直接必要のない眼鏡・コンタクトレンズの購入代金

Q10

スイッチOTC医薬品を購入した場合に、税金が戻るセルフメディケーション税制とはどのような制度ですか。

セルフメディケーション税制とは、健康の保持増進等の一定の取組^{※1}を行っている人が、本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族の特定一般用医薬品（スイッチOTC医薬品）^{※2}の購入代金を支払った場合に、選択により上記医療費控除に代えて次の算式で計算した金額をその年分の所得から差し引く、という医療費控除の特例制度です（平成29年1月1日～平成33年12月31日の期間限定）。

$$\text{その年中に支払ったスイッチOTC医薬品の購入額} - \text{保険金などで補てんされる金額} - \text{12,000円} = \text{控除額 (最高88,000円)}$$

※1 健康保険組合等が実施する健康診査や、勤務先で実施する定期健康診断、予防接種など。ただし申告者が任意（全額自己負担）で受けた健康診査等は含まれません。控除を受けるには、受診証明書等が必要です。

※2 スイッチOTC医薬品の対象商品一覧及び詳細について厚生労働省のウェブサイトを参照。

◆寄附をしたら？

Q11

日本赤十字社に寄附をしました。税金についての特典はありますか。

確定申告により次のような所得税・住民税が軽減される特典を受けることができます。

(1) 所得税の寄附金控除（所得控除）

特定寄附金を支出した場合、次の金額を所得から差し引くことができます。

特定寄附金の支払額 } いずれか少ない金額－2,000円
総所得金額の40%

特定寄附金とは次のような寄附金です。

- ・国や地方公共団体に対する寄附金
- ・特定公益増進法人に対する寄附金（日本赤十字社、社会福祉法人等）
- ・特定の政治献金 等

* 特定寄附金のうち一定のものを支出した場合には、寄附金控除と所得税の税額控除のどちらかを選択できます。
なお、控除を受けるためには、確定申告書に寄附金の領収書等の添付が必要です。

(2) 住民税の寄附金控除（税額控除）

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、次の金額を住民税から控除できます。

寄附金の種類	税額控除額
住所地の都道府県共同募金 及び日本赤十字支部への寄附金	基礎控除額 (寄附金額－2,000円) × 10%
都道府県又は市区町村が 条例で指定した寄附金	基礎控除額 (寄附金額－2,000円) × 10% (どちらか一方の場合は 都道府県民税4%、市区町村民税6%)
ふるさと納税（地方自治体への寄附金）	基礎控除額＋特例控除額 ↳ (寄附金額－2,000円) × (90%－所得税の税率)

* 基礎控除額は所得金額の30%を限度とします。

* 特例控除額は住民税所得割額の20%を限度とします。

* ふるさと納税において、各自治体からの返礼品については、一時所得の対象になることがあります。

◆災害にあったら？

Q12

台風で家屋に甚大な被害を受けました。税金の救済措置はありますか。

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で、「雑損控除」又は「災害減免法」を適用できる場合があります。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法	
損失の発生原因	災害、盗難、横領（詐欺は含まない）	災害に限る	
対象資産等	生活に通常必要な資産	損失額が住宅又は家財の1/2以上であること	
控除額の計算・所得税の軽減額	所得控除額 次のいずれか多い金額 ①（損失額－保険金等による補てん額）－所得金額の10% ②損失額のうち災害関連支出額－5万円	その年の所得金額	軽減・免除
		500万円以下	全額免除
		500万円超 750万円以下	1/2軽減
		750万円超 1,000万円以下	1/4軽減
繰越控除期間	3年間	なし（当年のみ）	

申告の際には、源泉徴収票・り災証明書等、一定の書類が必要となります。



詳しくは税理士にご相談ください。

参考 所得控除

種 類	内 容	控 除 額	
		所 得 税	住 民 税
① 雑損控除	災害、盗難、横領により生活用資産などに受けた損害（詐欺は該当しない）	$\left. \begin{array}{l} \text{（損失額－所得の10％）} \\ \text{（損失額のうち災害関連支出額）－5万円} \end{array} \right\} \text{ いずれか多い額}$	
② 医療費控除（※1）	本人、生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費	$\left. \begin{array}{l} \text{1年間の支払医療費－（保険金等で補てんされる金額）} \\ \text{－（10万円か合計所得金額の5％のいずれか少ない額）（最高200万円）} \end{array} \right\}$	
③ 社会保険料控除	本人、生計を一にする配偶者や親族の健康保険料、介護保険料、公的年金等の保険料	全額（国民年金保険料等は支払証明書の添付等が必要）	
④ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に基づく掛金、確定拠出年金掛金、心身障害者扶養共済掛金	全額（証明書の添付等が必要）	
⑤ 生命保険料控除（※2）	本人、配偶者、その他の親族を受取人とした生命保険料	最高4万円（証明書の添付等が必要） （平成23年12月31日以前契約分は最高5万円）	最高2.8万円 （最高3.5万円）
	本人、配偶者を受取人とした個人年金保険料	最高4万円（証明書の添付等が必要） （平成23年12月31日以前契約分は最高5万円）	最高2.8万円 （最高3.5万円）
	介護医療保険料	最高4万円（証明書の添付等が必要）	最高2.8万円
⑥ 地震保険料控除	居住用の家屋、動産などにかけた地震保険料（旧長期損害保険料を含む）	最高5万円（証明書の添付等が必要）	最高2.5万円
⑦ 寄附金控除	特定寄附金を支払ったとき。ただし住民税では、自治体、共同募金などに限る	$\left. \begin{array}{l} \text{特定寄附金の支払額} \\ \text{総所得金額等の40％} \end{array} \right\} \text{ いずれか少ない額}$	$\left. \begin{array}{l} \text{－2千円} \end{array} \right\}$ 税額控除（Q11参照）
⑧ 障害者控除	本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者であるとき	一般の障害者 27万円 特別障害者 40万円 同居特別障害者 75万円	26万円 30万円 53万円
⑨ 寡婦控除	夫と死別・離婚して扶養親族のある人。又は夫と死別し、所得が500万円以下の人	27万円	26万円
	特定の寡婦	35万円	30万円
⑩ 寡夫控除	妻と死別・離婚して生計を一にする子があり、かつ所得が500万円以下の人	27万円	26万円
⑪ 勤労学生控除	本人が勤労学生で所得が一定額以下の人	27万円	26万円
⑫ 配偶者控除（※3）	配偶者の所得が一定額以下のとき（70歳以上…昭和23.1.1以前生まれ）	一般控除対象配偶者 38万円 老人控除対象配偶者（70歳以上） 48万円	33万円 38万円
⑬ 配偶者特別控除（※3）	配偶者の所得が一定額以下のとき ＊配偶者控除と配偶者特別控除を重ねて受けることはできません。	○配偶者特別控除の早見表	
		配偶者の給与収入	配偶者特別控除額
		103万円以下	0円
		105万円未満	38万円
		110万円 //	36万円
		115万円 //	31万円
		120万円 //	26万円
		125万円 //	21万円
		130万円 //	16万円
		135万円 //	11万円
		140万円 //	6万円
		141万円 //	3万円
		141万円以上	0円
⑭ 扶養控除	親族の所得が一定額以下のとき （16歳未満…平成14.1.2以後生まれ） （19歳以上23歳未満…平成7.1.2から平成11.1.1生まれまで） （70歳以上…昭和23.1.1以前生まれ）	年少扶養親族（16歳未満） 0円 特定扶養親族（19歳以上23歳未満） 63万円 老人扶養親族（70歳以上） 48万円 同居老親等（70歳以上） 58万円 一般扶養親族（16歳以上で上記以外） 38万円	0円 45万円 38万円 45万円 33万円
⑮ 基礎控除	本人の控除	38万円	33万円

（※1）スイッチOTC医薬品の購入費用について所得控除を受けることができます（Q10参照）。

（※2）生命保険料控除の合計適用限度額は、所得税は12万円、住民税は7万円です。

（※3）平成30年分から、本人および配偶者の所得要件が改正されます（Q8参照）。

株式の税金

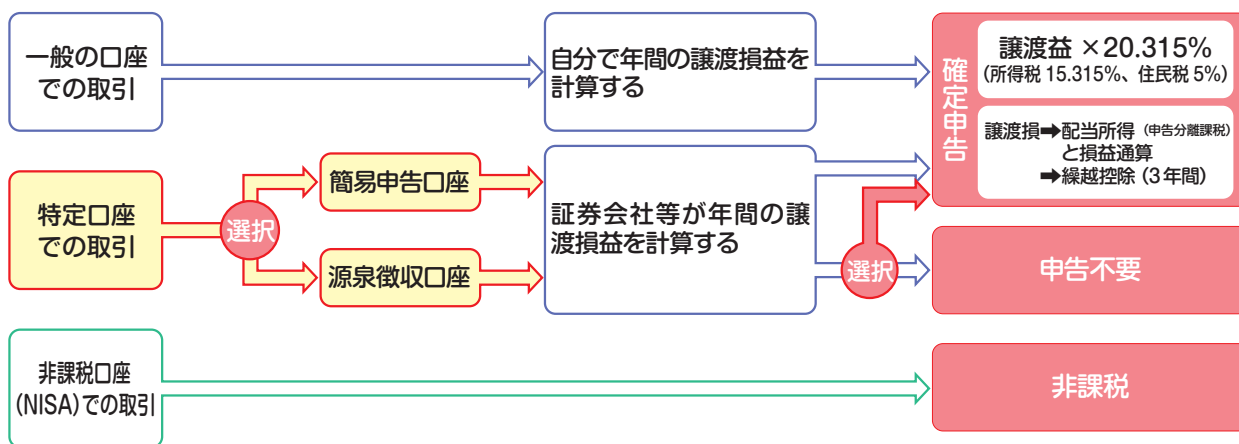
◆株式を売ったら？

Q13

株式を売った場合には、確定申告はどのようにしたらよいのでしょうか。

株式等を売った場合は、他の所得と区分して税金を計算します（分離課税）。

(1) 上場株式等の譲渡所得の申告については次の方法から選択できます。



* 特定口座を開設する際、源泉徴収を選択すると、その口座内の株式の譲渡について証券会社を通じて税金が源泉徴収又は還付され、原則として申告は不要ですが、申告が必要となる場合もあります（Q14参照）。

(2) 株式を売ったときの譲渡所得は、次のように計算します。

・ 譲渡所得 = 譲渡収入 - (取得費 + 譲渡費用)

譲渡収入 = 株式の売却価額

取得費 = 株式の購入代金など

譲渡費用 = 株式を購入するために要した借入金の利子でその売却の年中に支払うべきものや、売却のために支出した売却手数料など

・ 譲渡所得に対する税率は20.315%（所得税15.315% 住民税5%）です。

* 特定公社債や公募公社債投資信託等の譲渡損益も、上場株式等と同様に特定口座で管理でき、譲渡損益の計算も同様です。

(3) 譲渡損となった場合。

① 上場株式等を譲渡して生じた損失は、確定申告により次の所得と損益通算できます。

・ その年分の上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りです）

・ 特定公社債や公募公社債投資信託等の利子及び譲渡益

② 損益通算しても控除しきれない金額は、確定申告により翌年以後3年間にわたり、株式等又は特定公社債や公募公社債投資信託等の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得の金額から繰越控除できます。

* 上場株式等の譲渡損失は、非上場株式等の譲渡益から控除することはできません。

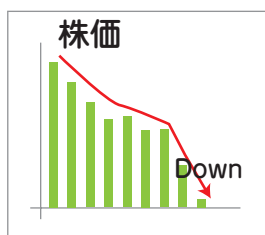
Q14

特定口座（源泉徴収口座）で株式を売りました。確定申告をしなくてもよいのでしょうか。

次のような場合は確定申告をする必要があります。

- ①複数の特定口座がある場合で、いずれかの特定口座の譲渡損失分を別の特定口座の譲渡益から差し引く場合
- ②当年分、前年分、前々年分の譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越す場合
- ③前年以前の譲渡損失の繰越分を、当年分の譲渡益や配当所得から差し引く場合

株式等の譲渡損失を翌年以後に繰り越すときは、株式等の売買取引がなく、また、配当がない場合でも、連続して確定申告書を提出しないと、その繰越控除は受けられません。



ひとくちメモ

配偶者控除や扶養控除が適用されるかどうかを判定する際の「合計所得金額」は、前年以前の譲渡損失の繰越分を差し引く前の金額をもって判定します。

申告することにより、配偶者控除や扶養控除の適用、翌年度の国民健康保険料等の額などに影響を及ぼす可能性がありますので、ご注意ください。



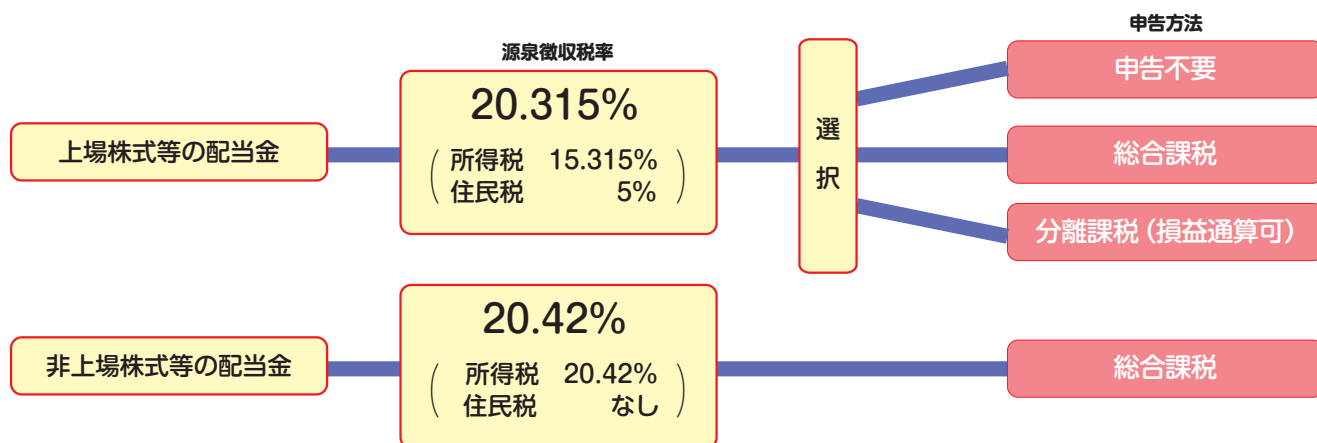
詳しくは税理士にご相談ください。

◆配当金をもらったら？

Q15

配当金をもらったら、必ず申告しなければなりませんか。

配当金を受け取る際は、上場株式の配当については所得税と住民税が、上場株式以外の配当は所得税が源泉徴収されています。それぞれの申告方法は次の通りです。



* 非上場株式等の配当金で、1銘柄につき年間の配当金額が10万円以下のものは、申告せずに源泉徴収だけで済ませることもできますが、住民税の申告は必要です。

* 上場株式等の配当金を、「株式数比例配分方式」を利用して特定口座で受け取ると、同じ特定口座（源泉徴収あり）内の株式の譲渡損と損益通算され申告は不要です。

Q16

配当控除とはどのようなものなのでしょうか。

配当控除とは、総合課税を選択して配当金を申告したときに、次の金額を所得税から控除できる税額控除です。

申告した配当所得金額×10%（課税総所得金額1,000万円超の部分は5%）＝控除額

ただし、分離課税を選択したときや、申告不要を選択したとき、また、外国の株式の配当等の場合は配当控除の適用はありません。

ひとくちメモ

株式の譲渡のときと同様に、少額の配当金を申告することにより、源泉徴収された税金が還付されるなど有利になる場合がありますが、配偶者控除や扶養控除の適用、翌年度の国民健康保険料等の額などに影響を及ぼす可能性がありますので、ご注意ください。



詳しくは税理士にご相談ください。

◆NISA(ニーサ)ってどんな制度？

Q17

NISAとジュニアNISAの制度の概略を教えてください。

NISAとジュニアNISAとは少額投資非課税制度のことで、株式や投資信託などの譲渡益や配当金等が一定額非課税となります。概要は次のとおりです。

	NISA	ジュニアNISA
対象者	口座開設年の1月1日で20歳以上の居住者	口座開設年の1月1日で20歳未満の居住者
非課税投資額※	年間120万円まで	年間80万円まで
非課税投資総額	最大600万円（120万円（平成27年以前は100万円）×5年間）	最大400万円（80万円×5年間）
非課税期間	最長5年間、途中売却可（ただし、売却部分の枠は再利用できません）	
口座開設可能期間	平成35年12月31日まで	
口座開設	1人1口座	

※未使用枠を翌年以後に繰り越すことはできません。

*配当金は、金融商品取引業者等を経由しての受け取り（株式数比例配分方式）のみ非課税の対象になります。

*平成30年から、積立NISA（年間投資上限額40万円、非課税期間20年間）が創設されます。

ジュニアNISAは贈与税に注意が必要です

父母・祖父母が80万円までの資金を、子や孫の口座に拠出した場合、贈与税の基礎控除額110万円に達しませんので、贈与税はかかりません。ただし、他の贈与と合わせて110万円を超えると贈与税がかかることになります。

ひとくちメモ

NISA口座での運用益は非課税なので、確定申告は不要ですが、譲渡損が発生しても、他の株式の配当や譲渡益との損益通算や繰越控除をすることはできません。



詳しくは税理士にご相談ください。

事業の税金

◆事業を始めたら？

Q18

事業を始めました。税務署にはどのような手続きが必要ですか。

個人で事業を始めたら、開業後1か月以内に「**個人事業の開業届出書**」を提出してください。また、青色申告の承認を受けると、税務上有利な取扱いを受けることができます（Q19参照）。事業で給与の支払等がある場合は、給与支払事務所の開設届も提出が必要です。

確定申告は翌年の2月16日から3月15日までにしなければなりません。また、届出書及び申告書にはマイナンバーの記載が必要です。

Q19

青色申告とは、どのような制度ですか。

(1) 青色申告

青色申告とは、税務署長の承認を受けて、青色の申告書を用いて行う申告制度のことをいいます。青色申告をしようとする年の3月15日まで（1月16日以後に開業した場合には2か月以内）に「**青色申告承認申請書**」を税務署長に提出して承認を受けてください。

(2) 青色申告の特典

青色申告することによって、以下のような特典を受けることができます。ただし、帳簿等取引を記録し、保存しなければなりません。

- ① 正規の簿記の原則に従って取引を記録して作成した貸借対照表と損益計算書を添付し、確定申告書を期限内に提出すると65万円、それ以外の場合は10万円を所得から控除できます。
- ② 事業に専ら従事している親族に支払った給与は、届出をすることにより必要経費に算入できます。
- ③ 事業所得などが赤字となり純損失が生じた場合には、その損失額を翌年以降3年間繰り越すことができます。

ひとくちメモ

青色申告の承認を受けないで通常の白色申告を行う場合にも、帳簿等の記帳・保存が義務付けられていますので、しっかり記帳をして青色申告の特典を受けましょう。

Q20

3月15日の確定申告期限をうっかり過ぎてしまいました。どうすればよいでしょうか。

確定申告は一般的に2月16日から3月15日までにしますが、申告期限を過ぎてからでも、申告はできます。その手続を「**期限後申告**」といいます。ただし期限までに申告や納税を行わないと、加算税がかかる場合がありますし、法定期限の翌日から納付の日までの延滞税がかかります。できるだけ早い申告をおすすめします。



Q21

確定申告の期限後に、計算を誤って申告したことに気がつきました。訂正することができますか。

申告内容に誤りがある場合は、申告内容を訂正することができます。税額を多く申告していた場合は「**更正の請求**」という手続により還付を受けることができます。更正の請求は、原則として法定申告期限から5年以内です。また、税額を少なく申告していた場合は「**修正申告**」という手続を行うことになります。修正申告によって新たに納付することになった税額には、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税がかかります。

 詳しくは税理士にご相談ください。

◆消費税は納めるの？

Q22

どのような取引に消費税がかかりますか。

一定の要件を満たした取引に消費税がかかります。

消費税は、商品等の販売やサービスの提供などの取引に対してかかる税金です。消費者は、商品などの価格に含まれた消費税を負担し、販売者やサービスの提供者が申告して納税します。

(1) 課税される取引

次の要件のすべてに該当する取引

- ①国内における取引
- ②事業として行う取引
- ③有償で行う取引
- ④資産の譲渡・貸付けまたはサービスの提供

(2) 課税されない取引

次のような取引は消費税の性格や社会政策的な配慮から課税されません。

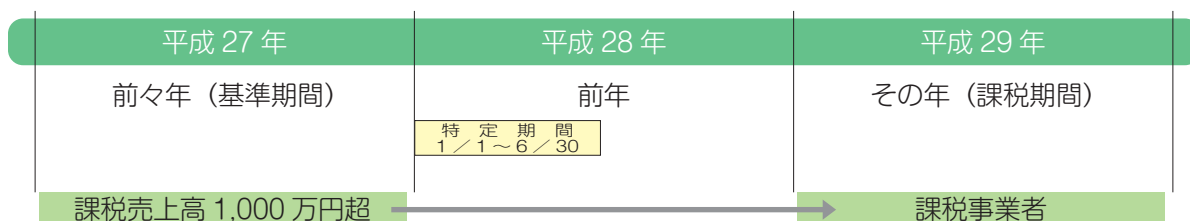
- ・土地の譲渡・貸付け
- ・株式・社債の譲渡
- ・貸付金や預金の利子
- ・社会保険医療
- ・一定の学校の授業料
- ・住宅家賃 など

* 輸出及び国際電話などの国際取引は免税となる場合があります。判断が難しい場合は税理士にご相談ください。

Q23

事業を始めたら必ず消費税を納めなければなりません。また、いつ申告して消費税を納めるのですか。

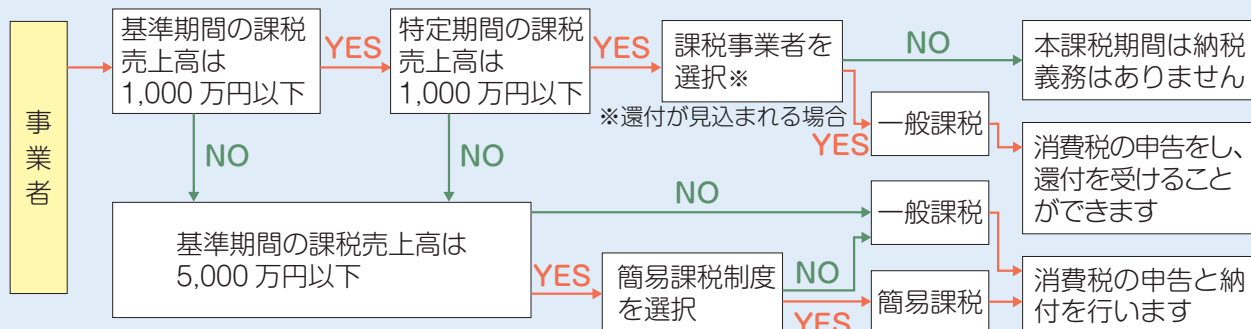
原則として、消費税の課税対象となる収入金額（**課税売上高**）が**1,000万円**を超えた場合には、その翌々年に消費税を納める義務を負います。



事業者は、その年の前々年（**基準期間**）の課税売上高が1,000万円を超えた場合には、消費税を納める義務を負います。前々年の課税売上高が1,000万円以下の場合には、その年の消費税を納める義務はありません。

ただし、その年の前年1月1日から6月30日までの期間（**特定期間**）の課税売上高（課税売上高に代えて給与の支払額）が1,000万円を超える場合は、消費税を納める義務を負います。

さて、あなたの場合は？



消費税は、翌年3月31日までに、確定申告書を所轄税務署へ提出し、同日までに国に納付します。消費税額が還付になる場合にも、同様に確定申告書を提出し、還付を受けます。

詳しくは税理士にご相談ください。

Q24

前々年の課税売上高が1,000万円を超えました。消費者から受け取った消費税を全額納めなければなりませんか。

次の方法により計算した消費税を納付します。

(1) 一般課税

$$\text{納付税額} = \left(\frac{\text{売上に係る消費税額}}{\text{課税期間の課税売上高}} \times 8\% \right) - \left(\frac{\text{仕入に係る消費税額}}{\text{課税期間の課税仕入高}} \times 8\% \right)$$

(2) 簡易課税

前々年の課税売上高が5,000万円以下であれば、簡便な方法により計算することを選択できます。

$$\text{納付税額} = \left(\frac{\text{売上に係る消費税額}}{\text{課税期間の課税売上高}} \times 8\% \right) - \left(\frac{\text{仕入に係る消費税額}}{\text{課税期間の課税売上高}} \times 8\% \times \text{みなし仕入率} \right)$$

みなし仕入率

①卸売業	90%
②小売業	80%
③製造業等	70%
④飲食店業、その他の事業	60%
⑤金融業及び保険業、運輸通信業、サービス業（飲食店業を除く）	50%
⑥不動産業	40%

簡易課税を選択する場合は、適用を受ける年の前年末日までに届出を提出することが必要です。適用をやめるときも同様です。ただし、選択後2年間は適用をやめることはできません。

ひとくちメモ

簡易課税は、仕入に係る消費税額を課税売上高に一定の割合を乗じて計算するため、設備投資等で仕入に係る消費税額が多額となっても消費税の還付を受けることができません。ご注意ください。

消費税の選択届出は、それぞれの具体的状況に応じた判断を伴います。
詳しくは税理士にご相談ください。



不動産の税金

◆不動産を買ったら？

Q25

土地や建物を買ったらどのような税金がかかりますか。

不動産の取得には、次のように、いろいろな税金がかかります。

- (1) 契約をするとき → 売買契約書やローン契約書に印紙税
→ 建物代金に消費税
- (2) 登記するとき → 登録免許税
- (3) 不動産を取得した後 → 不動産取得税（新築住宅、中古住宅、住宅用地で一定の要件に該当するものは、不動産取得税の軽減を受けることができます。）
- (4) 住宅資金を親からもらったとき → 贈与税（一定の場合は特例あり P 26 参照）

Q26

マイホームを買ったとき、リフォームをしたときの住宅ローン控除について教えてください。

(1) 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）

① 償還期間が10年以上の借入金で新築又は中古の居住用家屋を取得したときや増改築したときは、家屋と土地等の費用の額（補助金等を控除後、ただし、増改築の場合には100万円を超えること）についての年末借入金等残高に応じて、次の金額を所得税額から控除することができます。

居住開始年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	最大控除額/年
平成26年4月～ 平成33年12月	10年間	4,000万円 5,000万円（※1）	1%	40万円 50万円（※1）

（※1）「認定長期優良住宅（いわゆる200年住宅）」又は「認定低炭素住宅（認定省エネ住宅）」の場合

② 住宅ローン控除の対象となる増改築等のうち、下記の表の区分の工事に該当する場合で、償還期間が5年以上の住宅借入金等があり、工事費用（補助金等控除後）が50万円を超える場合には、①に代えて次の特別控除を適用することができます。

区分（居住開始年）	控除期間	特定増改築等限度額	控除率	最大控除額/年
		その他の借入限度額		
① バリアフリー改修工事 ② 省エネ改修工事 （平成26年4月～平成33年12月）	5年間	最高 250万円（A）	2.0%	12.5万円
③ 多世帯同居改修工事（※2） （平成28年4月～平成33年12月）				
④ 特定の省エネ改修工事 ＋ 耐久性向上改修工事（※3） （平成29年4月～平成33年12月）		最高 1,000万円－（A）	1.0%	

（※2）多世帯同居改修工事とは、キッチン、浴室、トイレ、玄関のいずれかを増設する一定の改修工事です。

（※3）耐久性向上改修工事とは、外壁や土台、基礎等の劣化対策や、給排水管等の維持管理や更新を容易にするための一定の改修工事です。

(2) 適用を受けるための主な要件

- ・取得又は増改築等をした日から6か月以内に居住すること
- ・住宅の床面積が50m²以上で取得又は増改築後の家屋の床面積の1/2以上が居住用であること
- ・中古住宅の場合、築後20年以内（耐火建築物の場合25年以内）であること、又はその他一定の基準に適合するものであること
- ・その年の合計所得金額が3,000万円以下であること

- *サラリーマンは、翌年から年末調整で控除を受けることができます。
- *住宅借入金等がなくても、認定長期優良住宅を新築した場合、住宅耐震改修工事、一定の省エネ改修工事、バリアフリー改修工事、多世帯同居改修工事、一定の耐久性改修工事をした場合などには、原則として初年度のみ一定の税額控除を受けることができる場合があります。

 詳しくは税理士にご相談ください。

申告に必要な添付書類

- ・借入金の年末残高等証明書
- ・家屋・土地の登記事項証明書（登記簿謄本）
- ・売買契約書、建築工事請負契約書などのコピー
- ・建築確認通知書のコピー又は増改築工事証明書
- ・サラリーマンの場合は、給与所得の源泉徴収票



◆不動産を持っていたら？

Q27

土地や建物を持っていると、どのような税金がかかりますか。

固定資産税や都市計画税がかかります。

(1) 固定資産税及び都市計画税

固定資産税は、毎年1月1日現在、固定資産課税台帳に登録されている土地、家屋などの所有者にかかる税金です。税額は、固定資産課税台帳に登録されている価格の1.4%です。

都市計画税は、都市計画法による市街化区域内にある土地及び家屋について、固定資産税で決められた価格に税率0.3%を上限として固定資産税とあわせて課税されます。

住宅に係る土地・建物については特例や減額制度があります。

(2) 空き家対策のための固定資産税等に関する措置

空き家対策の重要性から、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状況にある空家等（特定空家等）に係る土地については、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の軽減の対象から除外されます。詳しくは各市区町村にお尋ねください。

Q28

土地や建物を貸して家賃等を受け取ると、どのような税金がかかりますか。

家賃等は不動産所得となり、所得税がかかります。不動産所得は、次のように計算します。

不動産所得 = 不動産収入 - 必要経費

不動産収入 = 地代、家賃など土地や建物の貸付等による収入

必要経費 = 固定資産税や減価償却費等

青色申告の承認を受けることにより10万円の特別控除を受けることができます。さらに事業的規模、その他一定の条件を満たしている場合には、65万円の控除を受けることができます。

 詳しくは税理士にご相談ください。

◆不動産を売ったら？

Q29

土地や建物を売ったらどのような税金がかかりますか。

土地や建物を売った場合は譲渡所得となり、他の所得と区分して所得税と住民税がかかります（分離課税）。

譲渡所得 = 譲渡収入 - (取得費 + 譲渡費用)

譲渡収入 = 土地・建物を売った代金

取得費 = 土地・建物の購入代金、不動産登記諸費用（登録免許税を含む）、
不動産取得税など（建物は減価償却費を控除します）

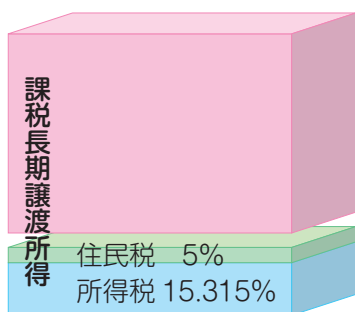
*取得費は実際の購入代金等に代えて売却価額の5%とすることもできます。

譲渡費用 = 土地・建物を売るために支出した仲介料、測量費、収入印紙代など

譲渡所得に対する税金は、譲渡があった年の1月1日現在で、所有期間が5年を超えるか否かにより、長期譲渡所得と短期譲渡所得に区分して計算します。

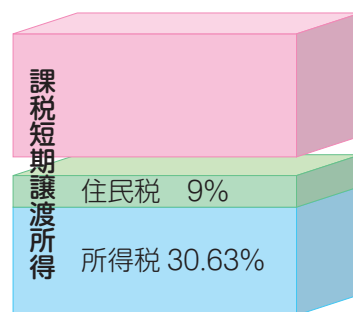
<長期譲渡所得の税金>

平成23年12月31日以前取得



<短期譲渡所得の税金>

平成24年1月1日以降取得



ひとくちメモ

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した国内にある土地等を譲渡したときは、その譲渡した年の長期譲渡所得の金額から1,000万円を控除することができます。

Q30

相続で取得した土地・建物を売ることになりました。相続税を納めたばかりなのに心配です。税金はどのようになりますか。

やはり譲渡所得に対する税金がかかりますが、下記の特例のいずれかを適用して、税負担を軽減できます。

(1) 相続税の取得費加算の特例

相続税の申告期限後3年以内に売った場合は、自身が納付した相続税額のうち、土地等に対する相続税額を、建物についてはその建物に対する相続税額を取得費に加算して控除することができます。

ただし、平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により取得した土地等を譲渡した場合には、その譲渡した土地等に対応する相続税相当額が取得費として加算されます。

(2) 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例

亡くなった人が相続開始の直前に1人で住んでいた一定の建物・土地等を相続した人が、相続した日から3年後の年の12月31日までに、それらを1億円以下で売った場合（平成28年4月1日から平成31年12月31日までの売却に限ります）、その譲渡所得から最高3,000万円を控除することができます。ただし、この特例の適用にはさまざまな要件がありますので、詳しくは税理士にご相談ください。

Q31

マイホームを売って利益が出ました。税金が軽減される制度はありますか。

譲渡所得から3,000万円の特別控除や、税率の軽減を受けることができます。

(1) 居住用財産の譲渡所得の特別控除

居住用財産とは、自分が住んでいる家屋とその敷地で国内にあるものをいいます。

次のような居住用財産を売ったときは、譲渡所得の計算上最高3,000万円の特別控除が受けられます。

$$\text{課税譲渡所得} = \text{譲渡収入} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - 3,000\text{万円}$$

- 自分の住んでいる家屋を売った場合、又は、自分の住んでいる家屋とともに、その敷地を売った場合
- 自分の住んでいた家屋が災害で滅失した後の敷地を、災害の日から数えて3年目の年の12月31日までに売った場合
- 住まなくなった家屋とその敷地を、住まなくなった日から数えて3年目の年の12月31日までに売った場合（平成29年の譲渡は平成26年1月2日以後の転居）

(2) 居住用財産を譲渡した場合の税率の軽減

上記（1）の条件に加えて、売った年の1月1日で所有期間が10年を超えている場合は、下記の税率の軽減を重ねて受けることができます。

〈税率〉

課税長期譲渡所得（特別控除後）			
6,000万円までの部分	所得税10.21%	6,000万円超の部分	所得税15.315%
	住民税 4%		住民税 5%

詳しくは税理士にご相談ください。

Q32

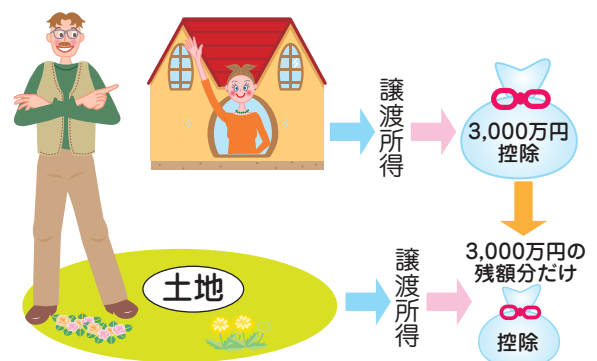
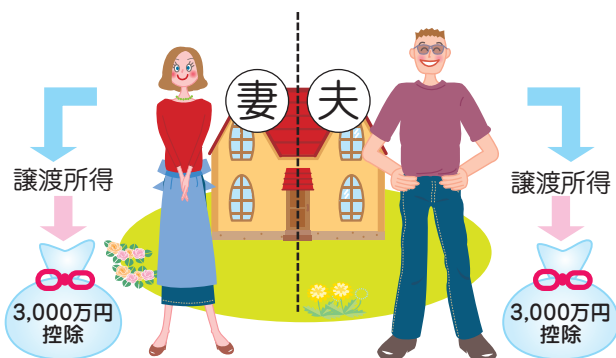
夫婦でマイホームを共有している場合、3,000万円の特別控除はどのようになりますか。

(1) 家屋と敷地が共有である場合

その共有持分に応じて譲渡所得を計算しますので、夫と妻各人で条件を満たしていれば、それぞれ3,000万円を控除することができます。

(2) 家屋と敷地を別々に所有している場合

土地の所有者が夫で、家屋の所有者が妻の場合、特別控除3,000万円について、まず家屋の所有者である妻の譲渡所得から差し引き、まだ控除残額がある場合には土地の所有者である夫の譲渡所得から控除することができます。



詳しくは税理士にご相談ください。

Q33

マイホームを買い換えました。売却の損益の計算や税金はどのようになりますか。

マイホームを売って、その代わりに新たにマイホームを取得した場合には、売ったときの金額と新たに購入した金額とを比較して譲渡所得を計算します。

(1) 買換え（交換）の特例

マイホーム(旧)の売却価額 $\leq$ マイホーム(新)の取得価額 → 譲渡はなかったものとされ、将来売却するときまで課税は繰り延べられます。

マイホーム(旧)の売却価額 $>$ マイホーム(新)の取得価額 → その超える部分について、長期譲渡所得として課税されます。

(2) 特例の対象となる要件

- ・ 売った年の1月1日において、家屋と敷地の所有期間がともに10年を超える居住用財産であること
- ・ 居住期間が10年以上であること
- ・ 平成29年12月31日までに1億円以下で売った場合など、他にもさまざまな要件があります。

* Q31の3,000万円特別控除・税率の軽減の特例と、上記の買換えの特例は、どちらかの選択適用になります。

* Q31又は上記の特例を適用した場合は、一定期間、住宅ローン控除（Q26）の適用を受けることができません。

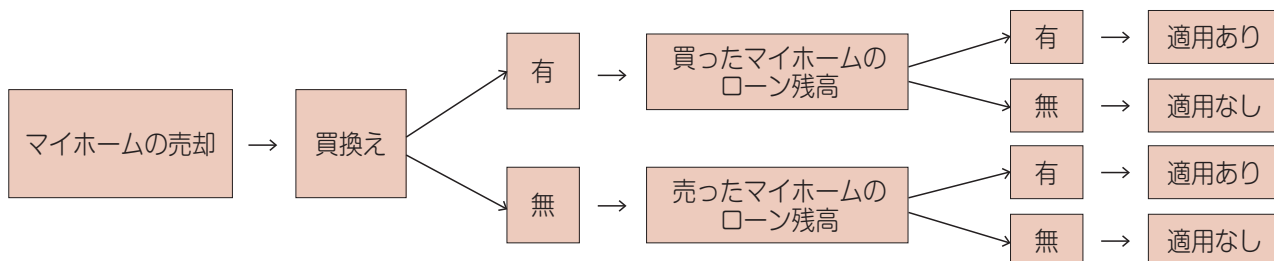


詳しくは税理士にご相談ください。

Q34

マイホームを売って損失が出ました。この損失は他の所得から差し引くことはできますか。

平成29年12月31日までに、売った年の1月1日現在で所有期間が5年を超えるマイホームを売って損失が出た場合には、一定の要件のもとで、その損失を他の所得から差し引く（損益通算）ことができ、さらに控除されない損失は、翌年以後3年間、各年分（合計所得金額が3,000万円を超える年分を除く）の所得から繰越控除することができます。



* 損益通算及び繰越控除することができる譲渡損失額の計算方法は、要件によって異なります。

Q31、33、34の特例は売却先が配偶者や直系親族など特別関係者の場合は適用できません。また過去にそれぞれの特例を適用していた場合、特例の適用可否については複雑な関係があります。

ひとくちメモ

マイホームの譲渡所得の特例を受ける場合は、納税額がなくても確定申告が必要です。

なお、確定申告書には一定の記載、一定の書類の添付が必要です。

詳しくは税理士にご相談ください。

贈与の税金

◆財産をもらったら？

Q35

父から現金の贈与を受けました。税金はどのようにになりますか。

- (1) 個人から、通常必要と認められる生活費や教育費を超える財産の贈与を受けた場合には、贈与を受けた人に対して贈与税がかかります。1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額から、**基礎控除額110万円**を控除した残額に一定の税率を掛けて、贈与税額を計算します（下記速算表参照）。これを**暦年課税制度**といいます。
- (2) 贈与税は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに申告しなければなりません。

$$\text{贈与を受けた財産の合計額} - \text{基礎控除額 110万円} = \text{課税価格}$$

* 複数の人から贈与を受けた場合には、それらを合計した額で計算します。

<贈与税の速算表>

右記以外の贈与 (一般税率)			成人への、父母・祖父母等からの贈与 (特例税率) (※)		
課税価格	税率	控除額	課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—	200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円	400万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円			
600万円以下	30%	65万円	600万円以下	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	1,000万円以下	30%	90万円
1,500万円以下	45%	175万円	1,500万円以下	40%	190万円
3,000万円以下	50%	250万円	3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円超	55%	400万円	4,500万円以下	50%	415万円
			4,500万円超	55%	640万円

※父母・祖父母等からの贈与でも、贈与された人がその年の1月1日に**20歳未満の場合には、特例税率は適用されません。**

<成人が1,000万円の贈与を受けた場合>

贈与者	叔母	父
①課税価格 (1,000万－110万)	890万円	890万円
②税率	40%	30%
③控除額	125万円	90万円
①×②－③＝贈与税額	231万円	177万円

ひとくちメモ

土地・建物等の贈与を受けた場合には、不動産取得税・登録免許税がかかります。

Q36

「相続時精算課税制度」という制度があると聞きました。どのような制度でしょうか。

「相続時精算課税制度」は、財産の贈与を受けたときに一定の税率で贈与税を納付し、贈与者が亡くなったときにその贈与財産と相続財産を合計して相続税を計算し、その相続税から既に納付した贈与税を差し引いて精算するという制度です。この制度は(1)の要件を満たした場合に贈与をする父母や祖父母ごとに選択できます。

(1) 要件

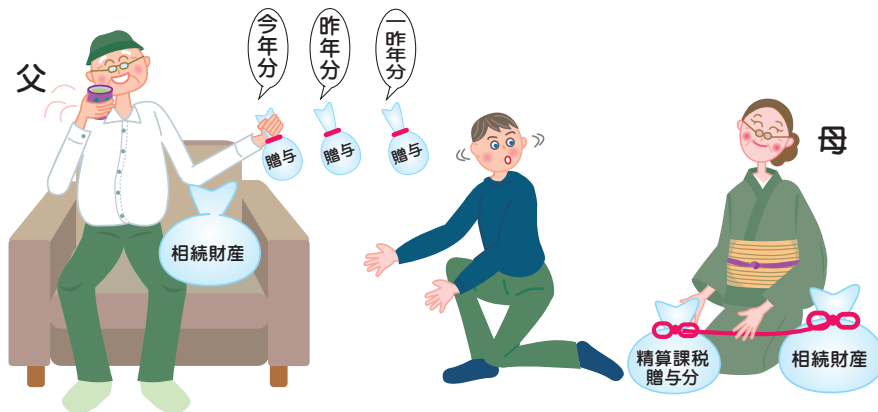
贈与する人は60歳以上の父母や祖父母

贈与を受ける人は20歳以上の子や孫

(2) 贈与税の計算

$$\text{贈与を受けた財産の合計額} - \text{特別控除額(※)} = \text{課税価格} \xrightarrow{20\%} \text{贈与税額}$$

(※) 2,500万円－前年までに使用した特別控除額



詳しくは税理士にご相談ください。

ひとくちメモ

「相続時精算課税制度」を一度選択すると、同じ贈与者からの贈与について暦年課税へ変更して110万円の基礎控除を受けることができません。慎重に選択しましょう。

◆自宅を妻に贈与したら？

Q37

自宅を妻へ贈与したいと思いますが、何か利用できる制度はありますか。

配偶者へ居住用不動産等を贈与した場合、**配偶者控除2,000万円**と基礎控除額110万円を合わせて2,110万円までは贈与税がかかりません（不動産取得税・登録免許税はかかります）。

ただし、次の条件を満たす必要があります。

- ①婚姻期間が20年以上（内縁関係は除く）であること。
- ②贈与された年の翌年3月15日現在実際に居住し、その後も引き続き居住する見込みであること。
- ③贈与された年の翌年2月1日から3月15日までに、贈与税の申告をすること。
申告に必要な添付書類等の詳細は、税理士にご確認ください。



◆子や孫に贈与したら？

Q38

子供が結婚することになりました。援助できることがあればしたいのですが、贈与税がかからない方法がありますか。

結婚、子育て資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税制度があります。

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に20歳以上50歳未満の子や孫が、父母、祖父母から結婚、子育て資金を一括して贈与を受けた場合は、1,000万円（結婚費用として支出するものは300万円限度）までが非課税となります。取扱金融機関での口座開設等、一定の手続きが必要となります。

なお、受贈者が50歳に達し残額がある場合には、贈与税がかかります。

贈与者が亡くなり残額がある場合には、贈与者の相続財産になります。

Q39

息子がマイホームを買うことになりました。資金を援助してほしいと頼まれましたが、いくらまでなら贈与税がかからないでしょうか。

住宅取得等資金贈与の非課税制度があります。

平成27年1月1日から平成33年12月31日までに、20歳以上の子や孫（その年の合計所得金額2,000万円以下の人）が父母、祖父母から住宅取得等のために金銭の贈与を受けた場合、次の非課税限度額を、暦年課税の基礎控除額もしくは相続時精算課税の特別控除額に上乗せすることができます。なお、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期によって限度額が異なります。

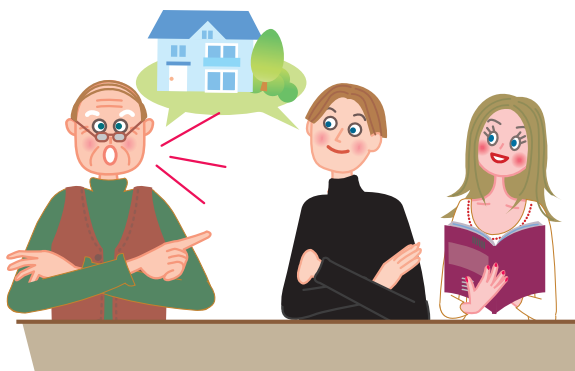
平成26年以前に、この旧非課税制度の適用を受けている場合には、受けることができません。

住宅取得時の契約締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
平成28年1月1日～平成32年3月31日	1,200万円	700万円
平成32年4月1日～平成33年3月31日	1,000万円	500万円
平成33年4月1日～平成33年12月31日	800万円	300万円

* 良質な住宅用家屋とは省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性を備えた住宅



詳しくは税理士にご相談ください。



Q40

孫が生まれました。教育資金を贈与したいのですが、今すぐできる方法がありますか。

教育資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税制度があります。

平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に、30歳未満の子や孫が、父母・祖父母から教育資金を一括して贈与を受けた場合には1,500万円（学校等以外に支払う金銭は500万円が限度）までが非課税となります。取扱金融機関での口座開設等、一定の手続きが必要となります。

なお、子や孫が30歳に達した時に残額がある場合には、その残額に贈与税がかかります。

◆生命保険金を受け取ったら？

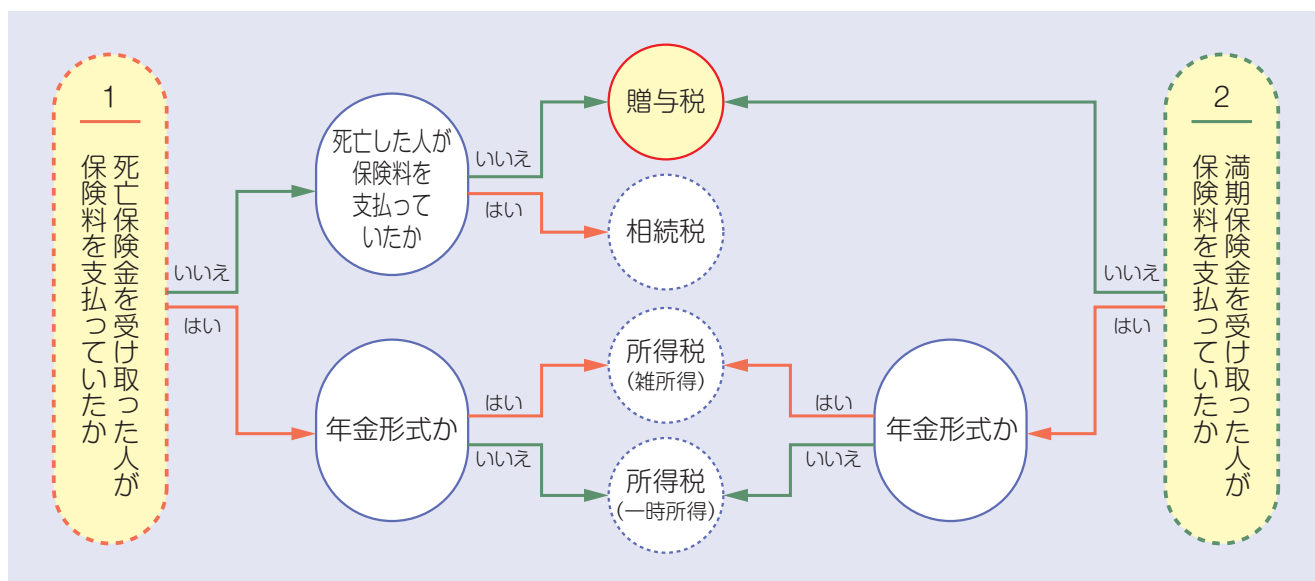
Q41

母が亡くなり、私が生命保険金を受け取りました。保険料を支払っていたのは父ですが、このような場合、税金はかかりますか。

贈与税がかかります。

生命保険金の受取人には、契約内容により異なる税金がかかります。

贈与税の対象になるのは、保険料支払人と受取人が異なる場合で、受け取った金額が基礎控除額110万円を超えるとき贈与税がかかります。



◆離婚で財産分与を受けたら？

Q42

離婚を考えています。夫婦の財産はマイホームと預金です。財産分与してもらおうと思いますが、贈与税はかかりますか。

離婚して、慰謝料や財産を受け取った場合（財産分与）には、通常、贈与税はかかりません。しかし、金銭でなく土地や建物などの不動産で受け取った場合には、不動産を受け取った人には贈与税はかかりませんが、渡した人には不動産の譲渡があったものとして所得税と住民税がかかる場合があります。

相続の税金

◆相続があったら？

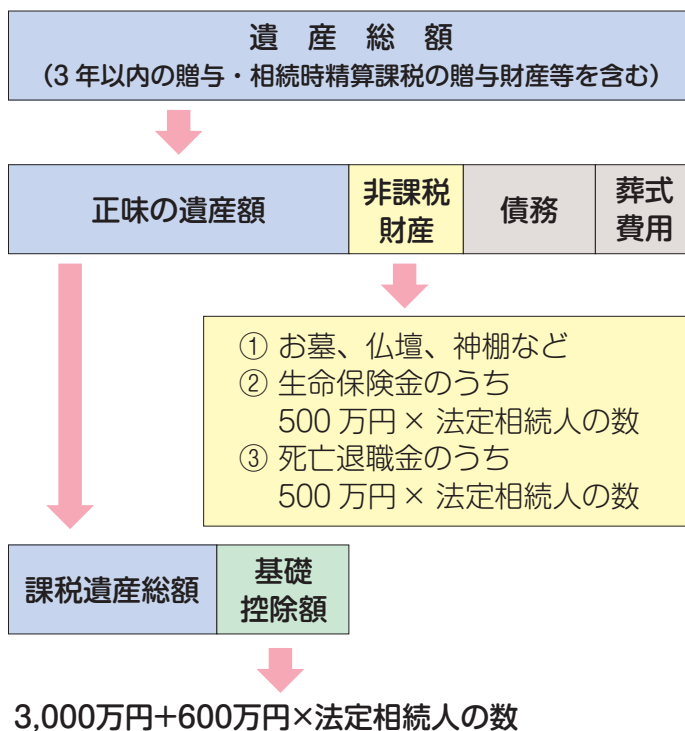
Q43

相続税はどのような税金ですか。また、遺産がいくらあったら申告が必要ですか。

相続税は、死亡した人の財産を相続したときや、遺言によって財産を取得したときに、取得した人が納める税金です。

下の図の正味の遺産額が基礎控除額を超えない場合、相続税はかかりませんが、超える場合は相続税の申告が必要です。この場合、相続税の総額は実際の遺産分割にかかわりなく、各相続人が法定相続分で財産を取得したものとして計算します。

相続税のしくみ



法定相続分

	配偶者がいる場合	配偶者がいない場合
子がいる場合		
子がない場合		
子も親もない場合		

* 相続税を計算する場合の法定相続人の数は、次のように取り扱われます。

- (1) 相続の放棄があった場合は、その放棄はなかったものとされます。
- (2) 養子の数は、実子がいる場合は1人、いない場合は2人までと制限されています。
- (3) 特別養子・連れ子養子・代襲相続人は、実子とみなされます。

Q44

遺産の分割の方法には、どのようなものがありますか。また、申告を済ませた後、分割をやり直した場合は問題がありますか。

遺言書どおりに分割する指定分割と、遺言書がない場合などには、相続人全員で協議して分割を決める協議分割があります。協議分割には相続人全員の出席と同意が必要です。

申告した後に分割のやり直しをすると、分割し直した遺産について、相続人間で贈与があったものとして、もらった人に贈与税がかかることがあります。遺産の分割をするときは慎重に行ってください。

◆相続税の申告は？

Q45

相続税の申告はどのようにすればよいのでしょうか。

相続が開始したことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から**10か月以内**に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告し、相続税を納付する必要があります。

申告書を提出する人が2名以上いる場合は、共同で作成した申告書を連名で提出することができます。また、遺産の分割が確定しない場合でも、提出期限までに申告・納付をしなければなりません。

Q46

父は多額の借金を残して亡くなりました。借金を相続したくないのですが、どのようにすればよいのでしょうか。

相続の**放棄**をすることができます。しかし、相続財産の内容が不明確な場合は、相続によって得た財産を限度として債務を弁済することを条件に相続（**限定承認**）することもできます。ただし、相続の開始を知った日から原則として**3か月以内**に家庭裁判所で手続きをしなければなりません。

Q47

事業をしていた父が亡くなりましたが、所得税・消費税はどのようにすればよいのでしょうか。

お父さんが亡くなった日の翌日から**4か月以内**に、相続人がお父さんの確定申告をし、納税しなければなりません。これを**準確定申告**といいます。お父さんの納税地の所轄税務署に相続人全員の連名で提出します。

また、相続人が事業を引き継いで、青色申告（Q19参照）を行う場合には、青色申告承認の申請が必要となり、消費税についても届出等注意する必要があります。

Q48

遺留分とはどのようなものですか。

遺留分とは民法により相続人に保障されている最低限の相続分をいいます。

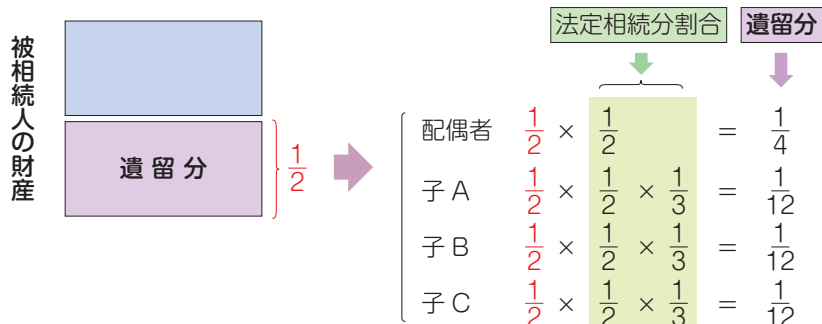
その割合は、(1) 相続人が親・祖父母のみの場合は、財産の1/3

(2) 配偶者のみ、子のみ、配偶者と親・配偶者と子の場合は、1/2

なお、兄弟姉妹には遺留分はありません。

遺言をする場合は、相続人の遺留分についても配慮が必要です。

例) 相続人が配偶者と子供3人の場合の各相続人の遺留分



税理士はすべての税の相談に応じます。相続税の申告手続きだけでなく、事前の相談こそが「転ばぬ先の杖」といえるでしょう。



◆相続税の計算は？

Q49

相続税はどのように計算されるのでしょうか。

具体的に相続税の計算をしてみましょう。

夫（被相続人）は平成29年1月に死亡
相続人は、妻、長男、長女の3人

（遺産の内訳）

現金・預金・株式	5,000万円
土地・建物（小規模宅地等の特例適用後）	6,000万円
生命保険金 5,000万円－1,500万円	3,500万円
（500万円×3人＝1,500万円は非課税）	
死亡退職金 2,000万円－1,500万円	500万円
（500万円×3人＝1,500万円は非課税）	
その他	600万円
遺産総額	1億5,600万円
債務（借入金）	△500万円
葬式費用	△300万円
正味の遺産額	1億4,800万円

相続時精算課税制度を適用した場合には、贈与財産の価額も、遺産額に加算して計算することになります。（Q36参照）

①正味の遺産額

1億5,600万円－800万円＝1億4,800万円

②遺産に係る基礎控除額

3,000万円＋（600万円×3人）＝4,800万円

③課税遺産総額

（正味の遺産額）－（基礎控除額）
1億4,800万円－4,800万円＝1億円

④法定相続分で按分

1億円× $\frac{1}{2}$ ＝5,000万円（妻）
1億円× $\frac{1}{2}$ × $\frac{1}{2}$ ＝2,500万円（長男、長女）

⑤相続税の総額の計算

5,000万円×20%－200万円＝800万円（妻）
2,500万円×15%－50万円＝325万円（長男、長女）
800万円＋325万円×2＝1,450万円

⑥各人の相続税額（例：法定相続分どおり遺産を分割した場合）

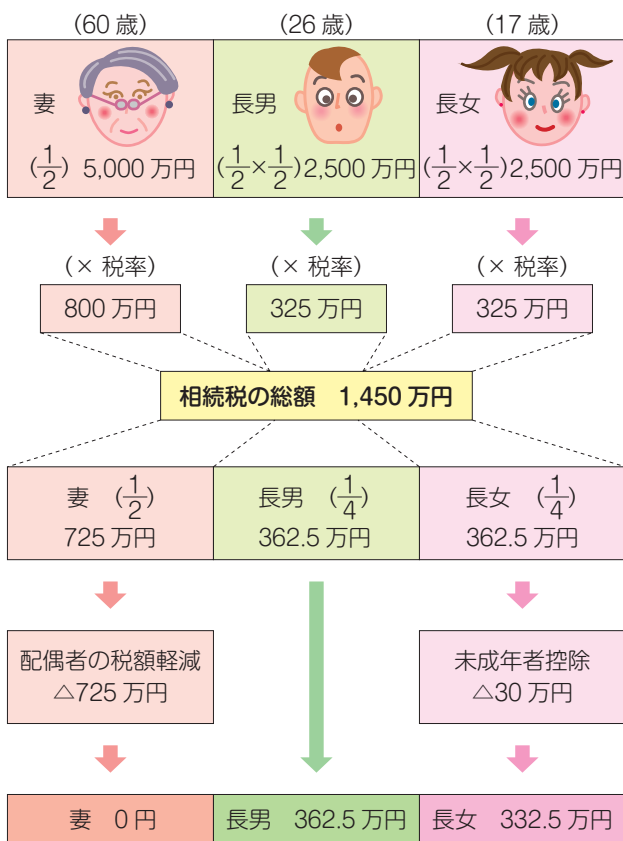
1,450万円× $\frac{1}{2}$ ＝725万円（妻）
1,450万円× $\frac{1}{4}$ ＝362.5万円（長男、長女）

⑦税額控除の計算

配偶者の税額軽減 $1,450万円 \times \frac{7,400万円}{1億4,800万円} = 725万円$
未成年者控除 10万円×3人（20歳－17歳）＝30万円

⑧納める税金の合計

妻0円＋長男362.5万円＋長女332.5万円＝695万円



(1) 相続税の速算表

区分	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	2億円以下	3億円以下	6億円以下	6億円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	—	50万円	200万円	700万円	1,700万円	2,700万円	4,200万円	7,200万円

(2) 相続税額の2割加算

- ①親、子、配偶者以外の方が相続等により財産を取得した場合には、相続税額にその税額の2割を加算します。

(3) 相続税額の控除

①配偶者の税額軽減

残された配偶者の生活の保障や、財産形成などへの貢献を配慮した規定です。

その相続した財産が、配偶者の法定相続分相当額以下、又は1億6,000万円までの金額については、配偶者に相続税はかかりません。

②未成年者控除

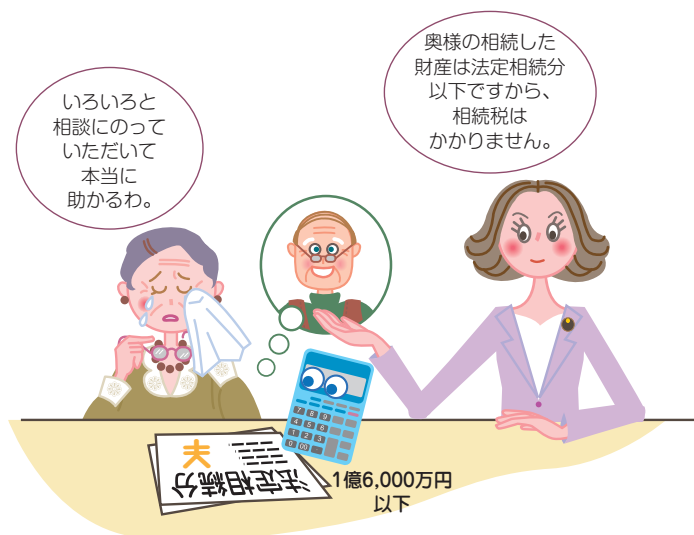
相続人の年齢が20歳未満のときは、20歳に達するまで、1年につき10万円が相続税額から控除されます。

③障害者控除

相続人が障害者に該当するときは、85歳に達するまで、1年につき10万円（特別障害者20万円）が相続税額から控除されます。

④贈与税額控除

相続開始前3年以内の贈与財産の価額（贈与の時の価額）は相続財産の価額に加算し、その贈与により支払った贈与税額は相続税額から控除されます。



ひとくちメモ

特例の適用と相続税の申告義務

配偶者の税額軽減や小規模宅地等の減額などの特例を適用した場合には、税額は0円となっても**必ず**相続税の申告書の提出が必要となります。

 詳しくは税理士にご相談ください。

Q50

相続税を一度に納付することができません。どうしたらよいですか。

相続税は金銭で一度に納めるのが原則ですが、それが困難な場合には、分割払いの**延納**や相続で取得した財産で**物納**することもできます。ただし、税務署に申請し、許可を受けなければなりません。

申請には多くの関係書類が必要になりますので、税理士に事前に相談して確認してください。

Q51

相続税がかかる財産と、かからない財産を教えてください。

	区 分	具 体 的 内 容
相続税がかかる財産	本来の相続財産となるもの	被相続人の死亡の日に所有していた現金・銀行預貯金・株式・公社債・貸付信託・土地・建物・事業用財産・家庭用財産・ゴルフ会員権などの一切の財産
	相続財産とみなされるもの	被相続人の死亡に伴い支払われる退職金や生命保険金
	相続財産に加算されるもの	相続人が相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産 相続時精算課税制度を適用した場合の贈与財産 ただし、贈与税の配偶者控除・住宅取得資金の非課税の特例を受けた財産については、加算されません。
かからない財産	非課税財産	①墓所・霊びょう、仏壇・神棚など ②生命保険金のうち 500万円 × 法定相続人の数 ③死亡退職金のうち 500万円 × 法定相続人の数
控除するもの	債務・葬式費用	未払いの税金や借入金などの債務、通夜や葬式にかかった費用は、相続財産から控除できます。ただし、香典返しや法要の費用・墓地購入代金などは含まれません。

Q52

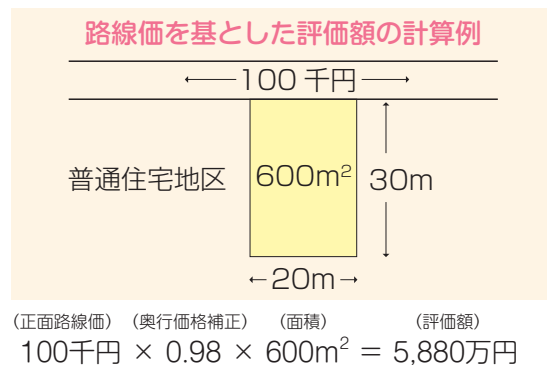
土地・建物はどのように評価されますか。

(1) 宅地等

・宅地等は路線価方式又は倍率方式で評価します。

市街地の大部分で使われる路線価方式は、その土地の面している道路に1㎡当たりの評価額が付されており、この評価額に面積を掛けて計算する方法です。

宅地等は、その立地や形状、利用状態などにより、評価額の補正を行う場合があります。



・被相続人やその人と生計を一にしていた親族が利用していた宅地については、その利用区分により80%又は50%評価額が減額される小規模宅地等の特例があります。

この特例は、例えば一定の居住用宅地の場合、最大330㎡まで適用されます。しかし、この特例を受ける宅地に関して、遺産分割が成立していないと適用を受けることはできません。

(2) 建物

建物は固定資産税評価額で評価します。アパートや貸家など賃貸している建物については、借家権相当額を減額して計算します。

詳しくは税理士にご相談ください。

相続税の申告・納付までのタイムスケジュール

相続は、肉親の突然の死亡・葬儀・その他の行事が取り込み、相続税の申告期限まで短く感じるものです。申告手続きは、できるだけ早めに、相続人全員の協力のもとに円滑に進めるようにしましょう。

死亡の日（相続開始の日）		月	日
《確認すること》 ◎遺産や債務の調査・概要把握 （Q51 参照） ◎葬式費用の領収書等の整理・保管 ◎遺言書の有無の確認 ◎相続人の確認 ◎遺産の評価・鑑定 ◎遺産分割協議書の作成 ◎遺産の名義変更手続き ◎相続税申告書の作成 （10 か月以内） ◎納税資金の準備 ＊相続税申告が不要の場合、分割協議・ 名義変更手続きについて、期限はありませんが、 相続人の把握が難しくならないよう、早めに行うことが肝要です。	《スケジュール》		
	7 日以内		
	死亡届の提出：死亡診断書を添付して 市区町村長に提出	月	日
	3 か月以内		
	相続の放棄又は限定承認：家庭裁判所に申述 （Q46 参照）	月	日
	4 か月以内		
	準確定申告：被相続人の死亡の日までの 所得税・消費税の申告をする（Q47 参照）	月	日
	10 か月以内		
	相続税の申告と納税：延納、物納の申請も 同時に行う（Q45、50 参照）	月	日

申告に必要な添付書類

- ①戸籍謄本、除籍謄本
- ②遺言書、遺産分割協議書のコピー
- ③相続人全員の印鑑証明書
- ④預貯金・借入金等の残高証明書など
- ⑤不動産の登記事項証明書、地積測量図又は公図のコピー
- ⑥固定資産評価証明書など
- ⑦相続人全員のマイナンバーカード等のコピー



遺産分割の
ときには納税
資金についても
考慮すべき
ですね！

税理士は税務の専門家です。
相続対策はもちろん、相続税の納税方法
や遺族の生活設計等、
早めにご相談ください。

税理士はあなたの頼れるパートナー

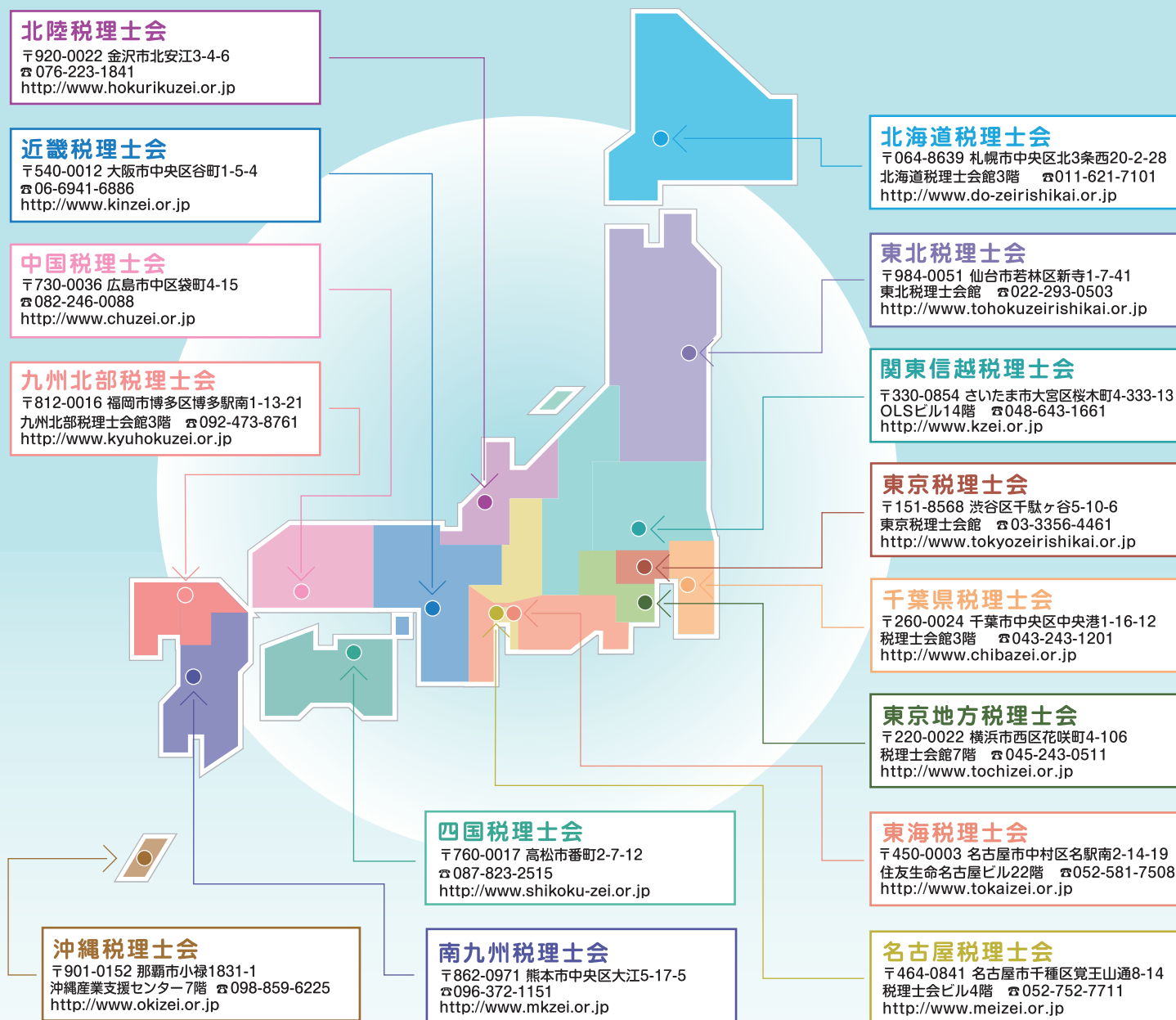
税金は、私たちが働いて得た収入や、大切な財産にいろいろな形で深くかかわっています。

いまや、私たちの生活は税金を無視して考えることはできなくなっています。

税法を知らないことにより、思わぬ不利益を被ることが数多くあります。

そんなことがないように、いつでも気軽に税理士にご相談ください。

税理士は「あなたの頼れるパートナー」です。



【税理士でない人は税理士の仕事はできません】

税理士は、日本税理士会連合会が備える税理士名簿に登録し、同時に税理士事務所所在地の税理士会に入会することとなっています。

したがって、この入会手续をしていない人は税理士業務はできません。税理士でない人が税理士業務を行えば、法律で罰せられます。また、税理士でない人は、不当な報酬を請求したり、納税者に思わぬ損害を与えたりすることがありますので、十分にご注意ください。

税理士のことについては、お近くの税理士会にお問い合わせください。

税理士は、税理士証票を持ち、バッジをつけています。



信頼のバッジ

“秘密は守られます”

暮らしの中には様々な税金問題が生じます。税理士は仕事上で知った秘密を守る義務があります。

この義務は、税理士をやめたのちでも続きます（税理士法第38条）。安心してご相談ください。

日本税理士会連合会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階 TEL: 03 (5435) 0931 FAX: 03 (5435) 0941
●ホームページ <http://www.nichizeiren.or.jp>

「やさしい税金教室」は、日本税理士会連合会ホームページにも掲載されています。